

議 第 1 8 号 議 案

所得税法の寡婦（夫）控除規定の改正を求める意見書の提出について
所得税法の寡婦（夫）控除規定の改正を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議
会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年9月24日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 大 谷 順 子

同 小 川 匠

同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

所得税法の寡婦（夫）控除規定の改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定
に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

所得税法の寡婦（夫）控除規定の改正を求める意見書

寡婦控除は、配偶者との死別または離婚した後、再婚していないひとり親世帯で、扶養する子のある人などに適用されるものであり、所得税及び住民税の算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない非婚のひとり親世帯には適用されていない。

婚姻歴のない母子世帯は、寡婦控除が適用される同じ収入の母子世帯と比較して、所得税・住民税の算定基準となる課税所得が高くなるだけでなく、保育料、公営住宅、家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、その負担は、年収約200万円の世帯で20万円から30万円となる。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題など様々な理由から、非婚でも子どもを産み育てる母子世帯が増加しており、厚生労働省の「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、離婚30%、非婚7.8%、死別7.5%となっており、非婚は死別を上回る状況にある。また、母子世帯の就業率は80%を超えているにもかかわらず貧困率は54.6%と悪化の一途をたどっている。年間就労収入は、母子世帯全体で181万円あるのに対し、非婚は160万円と極めて低いうえに、重い税負担を課せられている。

このようなことから、離婚歴のない母子世帯に対して、独自に寡婦控除に「みなし適用」を行う自治体も増えてきているものの、保育料や公営住宅家賃など一部のサービスに限定されており、改正法による抜本的な解決が求められている。

昨年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させており、この法律の目的として「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長する環境を整備する」と明記していることからすべての子どもの育ちが保障されるよう法令の整備を行うことは国の責務である。

よって、富士見市議会は、政府に対し、憲法が謳う法の下での平等に照らし、著しい格差を是正するため、所得税法の寡婦（寡夫）控除に関する規定を早急に改正し、婚姻歴の有無、男女の別にかかわらず、全てのひとり親に対して控除を適用するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様